

ふだんのくらしをしあわせに

こんにちは！ 御嵩町社会福祉協議会です

〒505-0116 可児郡御嵩町御嵩1239番地10 希らり館

事務局	電話 0574-67-6710	FAX 0574-67-8102
居宅介護支援事業所	電話 0574-68-1877	FAX 0574-67-8102
訪問介護事業所	電話 0574-67-6855	FAX 0574-67-6855
指定特定相談支援事業所	電話 0574-66-7088	FAX 0574-67-8102
指定障害児相談支援事業所	電話 0574-66-7088	FAX 0574-67-8102

〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩1239番地1 御嵩町役場北庁舎3階

御嵩町地域包括支援センター	電話 0574-66-8210
御嵩町基幹相談支援センター	電話 0574-67-2111 (内線2398)

〒505-0114 可児郡御嵩町中切1437番地1 御嵩町防災コミュニティセンター内

ボランティアセンター	電話 0574-42-8233	FAX 0574-42-8232
------------	-----------------	------------------



ホームページ



Instagram

社会福祉協議会（社協）

● 社協をご存じですか？

社協（しゃきょう）とは、社会福祉協議会を略した呼び方です。よく、社協は行政の一部だと思われがちですが、社会福祉法人格を持つ「民間団体」です。

地域に暮らす全ての住民がいつまでも安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、地域の方やボランティア、その他福祉関係者や行政機関と連携し、地域福祉を推進することを目的として、全国の市区町村に設置されています。

社協ってどこにあるの？

御嵩町役場南の「希らり館」にあります。

また、御嵩町防災コミュニティセンター内に「ボランティアセンター」があります。



希らり館



御嵩町防災コミュニティセンター

社協の財源は？

社協は、社会福祉法人格をもつ民間の自主組織です。

その基本的な性格からして、一定の自主財源を基盤とした活動が求められます。

主な財源は行政からの補助金、委託金や介護保険事業等の収益ですが、社協が独自でニーズに合った活動をすすめるために必要な財源は、住民の皆様からの会費や寄付金、共同募金が基盤となっています。

皆様から寄せられた善意によって、地域に向けた様々な福祉事業、福祉サービスを実施することができます。

社協の会費って何？

社協では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり」を目指し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

そこで、町民の皆様には福祉へのご理解と福祉活動にご参加いただくことが必要です。ご参加いただく方法の一つとして、社協では「会員制度」を設けています。

皆様から募った「会費」は福祉事業を展開していくための貴重な財源となります。

世帯の皆様を対象に	一口 1,000円
企業・事業所の皆様を対象に	一口 5,000円
各種団体の皆様を対象に	一口 3,000円

Q 会員になるとどのようなメリットがあるの？

A 直接的には会員の特典というものはありませんが、間接的には皆様からの会費が地域への福祉事業の充実に反映されるため、より豊かな地域社会の構築に寄与しています。

Q 会員にならないと社会福祉協議会のサービスが受けられないの？

A 社会福祉協議会で行う様々なサービス・事業は対象者を会員と非会員とで区別はしていませんので、そのようなことはありません。しかし、会員として賛同していただける方が多ければ多いほどよりよいサービスが提供できるといえますので、皆様には、ぜひ会員になっていただきますとともに、住民同士の支え合い活動をますます発展・活性化していくための会費納入に、ご協力くださいますようお願いいたします。

皆様にお知らせしたい！ 主な社協の事業を紹介します

★地域福祉事業★

地域の見守り活動の推進やネットワークの構築

地域ではひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、子育て世帯など、何らかの支援を必要としている方たちが生活しています。

地域の皆様が安心して暮らすためには、地域の皆様自身による見守りや助けあいが必要です。

①福祉委員の委嘱

地域福祉の推進役、地域の見守り役として自治会から選出して頂いています。必要に応じて、民生児童委員等と連携し活動を行います。

②支部社協活動の支援

支部社協は、上之郷地区・御嵩地区・中地区・伏見地区それぞれに民生児童委員や福祉委員、社協役員等で組織され、住民の福祉向上を目指して、地域の特性に応じた福祉活動を展開しています。

③高齢者等が気軽に集まれる場所「ふれあいサロン」の拡充に向けて、取り組んでいます。

食事サービス事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、食事支援が必要な方へ毎月第3・第4木曜日（7月～9月は休止）に、地域のボランティアによって調理された弁当を、福祉委員や支部社協の役員がお届けします。

顔を見て直接渡すことで、見守りにつなげています。

心を込めて、
お弁当を作っています



なごみの祝いの開催

満75歳以上の方を対象に、高齢者の方へ敬意と深い感謝の意を表します。
御嵩町から委託を受けて実施しています。



希らりウォーク(障がい者及びその付き添い人対象)

外出する機会が少ない障がい者及びその付き添い人を対象に、交流を目的として日帰り旅行を実施します。



親子のつどい(ひとり親家庭対象)

ひとり親家庭の親子を対象に、参加者同士の交流と親子のふれあいの時間を目的とした日帰り旅行を実施します。

子ども映画会

子どもたちに、映画ならではの迫力やスケールを味わってもらうために、映画会を開催しています。

福祉体験教室

福祉全般の啓発を目的に、職員が町内の小中学校に出向いて、車椅子体験・高齢者疑似体験・視覚障がい者体験を実施しています。



福祉協力校の活動支援

町内の全小中学校が福祉活動を積極的に取り組んでいただくための活動費の助成をしています。

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）

超高齢社会の中で、地域の様々な人が参画して、お互いさまの地域づくりを目指す事業です。

地域の様々な人たちが集まり、話し合いをする場である「協議体」で、地域が抱える課題や問題を見つけ出し、解決するためのアイデアを出し合い、自分たちでできることを考えます。

生活支援コーディネーターを配置し、協議体に入って、地域や関係機関などとの調整役を担っています。

（生活支援コーディネーターの役割の一例）

- 住民による主体的な助け合い・支え合いの場づくりの支援
- ふれあいサロンの立ち上げ相談や活動支援
- 住民主体による支え合いの仕組みについて話し合う場（協議体）の参加

広報「みたけ社協だより」の発行、SNSによる情報発信

社協の事業や地域活動の紹介など、住民の皆様に必要な福祉情報が届くように、年4回「社協だより」を全戸配布しています。また、定期的にSNSにて社協の活動などを発信しています。



●ホームページアドレス

<http://mitake-syakyo.jp/>

●Instagramアドレス

<https://www.instagram.com/mitakesyakyou/>



(社協ホームページ)



(Instagram)

QRコードは

(株)デンソーウェブの登録商標です

御嵩町社会福祉大会、福祉講演会

3年に1度開催する御嵩町社会福祉大会では、町民や福祉関係者が会し、福祉功労者に表彰状及び感謝状を贈呈します。福祉講演会では、ボランティア・地域づくりなどをテーマに、住民の皆様には社会福祉の理解を図ります。



御嵩町社会福祉大会／笠井信輔氏の講演



御嵩町社会福祉大会／福祉功労者へ表彰状の授与

★ボランティアセンター事業★

ボランティアセンターは、ボランティアに関する総合窓口で、御嵩町防災コミュニティセンター内に設置しています。

ボランティアコーディネーターが、皆様からの問い合わせや相談に応じます。



ボランティア活動の推進 (相談・登録・紹介・保険の加入・育成等)

ボランティアをしたい人は、ボランティアセンターに登録していただき、ボランティアに来てほしいという要望に応じて登録者に依頼しています。

また、ボランティア保険の加入促進や講座等を開催して、ボランティアの皆さんのスキルアップや活動支援をしています。

災害ボランティア事業（災害ボランティア活動の支援）

もしもの災害時に被災復旧活動が円滑に行えるように、災害ボランティアセンターの立ち上げに向け、組織体制の整備や訓練を実施しています。

また、災害ボランティアセンター運営の一躍を担う「災害ボランティアコーディネーター」の養成講座も実施しています。

高齢者ボランティアポイント制度事業（げんきボランティア65）

65歳以上の高齢者がボランティア活動を通じて、自身の健康増進と介護予防を図り、生き生きと暮らすことのできる安心な地域社会づくりを推進することを目的としています。

ボランティア活動に応じて、ボランティアポイントが付与されます。

御嵩町から委託を受けています。

ちょこっと支え合いサポーター活動事業

介護保険や障がい者サービスでは対応できない高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯を対象に、ちょっとした困りごとに対して、サポーターであるボランティアがお手伝いをします。

内容によっては、お断りすることもあります。まずは、お電話にてご相談ください。

◎ちょこっと支え合いサポーター専用電話

090-8677-9668（平日 午前9時～午後4時）

お手伝い出来る事の例

買い物代行、玄関周りの草とり、家具の移動、

電球の交換や簡単な修理、リサイクルごみの分別や運搬など

私たちサポーターがお手伝いします！



夏休み福祉体験学習

子どもの頃から、社会福祉への理解と関心を高めるために、小中高校の児童・生徒を対象に、夏休み期間中に福祉体験学習を実施しています。

★介護保険事業、障害福祉サービス事業★

介護を必要とされる方や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種サービスを提供しています。

高齢者の福祉総合相談窓口（御嵩町地域包括支援センター）

地域包括支援センターは、高齢者の皆様の生活を支援するために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種が配置された『高齢者なんでも相談窓口』です。御嵩町から委託を受けています。お気軽にご相談ください。

●皆さんの困りごとについて一緒に考えます（総合相談）

高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療に関する相談を受け、必要なサービスを紹介します。

●あなたの健康づくりを応援します（介護予防ケアマネジメント）

身体の機能や体力に不安のある方や、今の健康状態を維持したい方へ介護予防の取り組みをお手伝いします。

●地域の協力体制を支えます（包括的・継続的ケアマネジメント）

高齢者を支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢となっても暮らしやすい地域づくりのため、さまざまな機関と連携をとりながらお手伝いします。

●高齢者の権利と尊厳を守ります（権利擁護）

高齢者が安心して暮らせるように、消費者被害等の相談を受けるほか、成年後見制度の紹介や虐待防止に努め、高齢者の権利と尊厳を守ります。

●認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりを推進します（認知症支援）

認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置して、認知症のある方やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けられるようお手伝いします。

相談日時は、平日8：30～17：15となります。

居宅介護支援事業

介護サービス利用時の相談・調整をケアマネジャーが行います。利用者やご家族の希望に沿って、介護サービス計画を作成し、安心して介護サービスを利用できるように支援しています。

訪問介護事業

介護保険制度に基づき、在宅の要支援・要介護と認定された方の自宅に訪問介護員が訪問し、身体介護や身の回りの家事などのサービスを提供しています。



支援の例① 利用者様の清拭と排泄介助を行います



支援の例② 利用者様と一緒に調理を行います

基幹相談支援事業（御嵩町基幹相談支援センター）

障がいのある方の総合相談窓口（相談、情報提供、助言、様々な専門機関との連携、権利擁護等）業務を実施します。

御嵩町から委託を受けています。お気軽にご相談ください。

●総合的・専門的な相談支援の実施

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施しています。

●地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組を行っています。

●御嵩町と協働した自立支援協議会等の運営

- ・地域の相談機関との連携強化の取組（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等との連携会議の開催等）
- ・他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組を行っています。

相談日時は、平日 8：30～17：15 となります。

指定特定相談支援事業

障がいのある方が、福祉サービスの利用を希望する際に、スムーズに適切なサービスが受けられるように、相談・調整を相談支援専門員が行います。

利用者やご家族の希望に沿って、サービス等利用計画を作成し、安心して障がい福祉サービスを利用できるように支援しています。

指定障害児相談支援事業

障がいのあるお子さんが、福祉サービスの利用を希望する際に、スムーズに適切なサービスが受けられるように、相談・調整を相談支援専門員が行います。

利用者やご家族の希望に沿って、サービス等利用計画を作成し、安心して障がいサービスを利用できるように支援しています。

障害福祉サービス事業

障がいのある方が、その地域や居宅において安心して自立した生活が送れるように、訪問介護員が訪問しています。

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護（視覚障がい）
- 行動援護（知的障がい、精神障がい）

★その他の事業★

赤い羽根共同募金

共同募金会御嵩町分会として、赤い羽根共同募金のご理解とご協力をお願いしています。

皆様にご協力いただいた募金は、社会福祉協議会の地域福祉事業の他、県内の社会福祉施設や団体、災害支援等に活用されます。



車椅子及び電動ベッドの貸出

加齢による身体の衰えや、障がい、ケガにより電動ベッドや車椅子を必要とする方に対して、要介護1以下の方に、貸出をしています。

返却時に消毒料をご負担いただきます。3日以内の車椅子の貸出は、無料でどなたでもご利用できます。

	貸出期間	消毒料
電動ベッド	1年(更新手続により延長可)	17,050円
車椅子	1年(更新手続により延長可)	5,500円
	原則3日以内	無料(消毒しません)

福祉車両の貸出

車椅子のまま乗降ができる福祉車両の貸出をしています。

軽自動車2台、ワンボックス車1台の合計3台を保有しています。

操作は簡単ですので、車椅子を必要とする方の通院や買い物、旅行などの際にご利用ください。

なお、燃料を満タンに給油してご返却ください。



日常生活自立支援事業

判断能力に不安がある高齢者や障がい者等が、地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。

生活福祉資金貸付事業

低所得世帯等を対象に、生活に必要な資金の貸付と相談支援を行っています。

経済的自立・生活意欲の助長を目指す事業で、岐阜県社会福祉協議会からの委託を受けています。

生活困窮者自立相談支援事業

岐阜県社会福祉協議会と連携しながら、生活に困窮されている方の支援にあたります。

社協出前講座のご案内

1. 申し込み

ご希望の講座を選んでください。

実施希望日の1か月前までにお電話にてお申込みください。

御嵩町社会福祉協議会 事務局： ☎ 0574-67-6710

2. 日時・内容の調整

申込書を提出していただきましたら、日程調整を行います。

3. 講座内容の打ち合わせ

日程が決定しましたら、詳しい内容を打ち合わせします。

4. 講座の実施

申込者が準備する会場で社協職員が出前講座を行います。

この他にも講座を用意しています。詳細については、事務局までお問合せください。



講座タイトル	所要時間（分）
社会福祉協議会とは	20
共同募金ってなに？	20
白杖・アイマスク体験	60
車いす体験	60
ボランティアのすすめ ボランティアってなあに？	30
「ちょこっと支え合い活動」サポーターの活動について	30
SNSから社協を知ろう！	30
介護保険のしくみとサービス	30
障がい福祉サービスとは	20
障がいってなんだろう？	20
ヘルパーの仕事とは？	10~20
介護のコツ（実技編）	20~30

- ご利用いただける方（対象）は、原則として町内に在住、在勤または在学する5名以上の団体（グループ）です。
- お申し込みは、講座実施希望日の概ね1か月前までに、下記お問い合わせ先までお申し込みください。
講座内容によっては、事前の打ち合わせや調整に時間を頂く場合がありますので、余裕を持った申し込みにご協力をお願いします。
- 講師派遣料は無料です。ただし、開催場所については、申込された団体（グループ）でご用意ください。
- お申し込みの内容によっては、依頼を受けられない場合があります。